

平成26年度第1回新居浜市建築審査会 会議録

- | | |
|--------|-------------------------------------|
| 1 開催日時 | : 平成26年9月24日(水) 午後3時30分から午後5時00分 |
| 2 開催場所 | : 新居浜市役所3階 応接会議室 |

【事務局】

皆さんこんにちは。定刻がまいりましたので、ただいまから「平成26年度第1回新居浜市建築審査会」を開催いたします。議事に先立ち、建設部長よりご挨拶申し上げます。

■建設部長挨拶■

【事務局】

ありがとうございました。

本日の会議は、原則公開でご案内させていただいておりますが、締め切りの3時25分で、傍聴人のお申し込みがありませんでした。

また、佐々木委員におかれましては、都合により欠席する旨、連絡がありましたので、あわせてご報告いたします。

続きまして議事に入る訳でございますが、新居浜市建築審査会条例第4条の規定によりますと、議長は会長が務めることとなっております。会長よろしくお願いいたします。

【会長】

本日はお忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。早速ですが議事に入りたいと思います。議案審議に先立ちまして議事録署名者の選任をしたいと思いますが、事務局の方いかがですか。

【事務局】

議事録の署名につきましては、従来から交代でお願いしております、今回は順番からいきますと、越智委員と神野委員になります。

【会長】

議事録署名者は、越智委員と神野委員ということですので、よろしくお願いします。

早速ですが第1号議案の審議に入りたいと思います。第1号議案の提案理由の説明を事務局からお願いいたします。

【事務局】

それでは、まず、第1号議案の提案理由について、ご説明いたします。

お手元の議案の2ページをお開きください。

建築基準法第44条第1項ただし書きの規定に基づく許可について
道路（県道新居浜角野線）内の建築計画の許可申請について、審査会の同意を求め
る。

新居浜市長より、新居浜市一宮町一丁目甲801番の一部の道路（県道新居浜角野線）
内に、バス停留所を建築するため、建築基準法44条第1項第二号にかかる許可申請
がありました。

同条第1項により、建築物は道路内に建築してはならないこととなっていますが、
同項ただし書きにより、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建
築物で特定行政庁が通行上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの
は、この限りでないとされています。

本件につきましては、許可申請内容を審査検討した結果、公益上必要な建築物で通
行上支障がないと認められますので、建築基準法44条第1項第二号の規定により、
建築審査会の同意を求めるために本件を提案するものです。

続きまして補足説明をいたします。

お手元の議案書の提案理由のつぎのページ、の資料1をお開きください。

右上に資料1と書いているものです。

「建築基準法」の抜粋でございます。

第44条において、道路内の建築制限について規定されており、

建築物又は敷地を造成するための擁壁は、道路内に、又は道路に突き出して建
築し、又は築造してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物
については、この限りでない。

となっており、その第2項で

公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物で特定行政庁
が通行上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの
と、なっております。

つぎに、建築場所の説明を致します。

資料2をお開きください。

付近見取図です。

市役所東隣駐車場の東側の歩道部分

赤色で着色した部分が今回の申請地になります。

つぎに資料3をお開きください。

現地状況の写真と写真の撮影方向を示した図です。

写真①が北から撮影したもので、赤で囲んだ部分が建設予定地です。

写真②が北東から、③が南から、④が南東から撮影したものです。

つぎのページの資料4を、お開きください。

配置図です。

緑で囲んだ部分が既存のバス停です。

今回、バス停上屋の建て替えが必要になりましたのは、建築場所の管理者となる愛媛県との協議により、コンビニエンスストアの出入口となる歩道の切り下げ部分から10m以上開ける必要が生じたためです。

既存のバス停は、歩道切り下げ部からの離隔距離が8.3mしかなく
建て替えにより離隔距離が10.14mとなる予定です。

つぎのページの資料5を、お開きください。

建築物概要です。

主要用途は、バス停留所で、工事種別は、新築です。

建築面積、延べ床面積は、ともに5.1平方メートル

高さは、2.934m、鉄骨造平屋建てです。

仕上げは、屋根がポリカーボネート

柱が、アルミ押出形材かたざいです。

つぎのページの資料6をお開きください。

左上が屋根の平面図、その下が、西立面・断面図

その右が、南立面図、断面図になります。

右端が各箇所の、名称と材料名を記載しております。

以上で、第1号議案の説明を終わります。

【会長】

ありがとうございました。先程提案理由の説明がありましたけれども、恒例で現地を視察するかどうかをご審議いただきたいと思います。いかがでしょうか。

■現地視察無し■

【会長】

それでは現地視察は省略ということで、進めさせていただきます。どなたでも結構です。ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

【会長】

もともとバス停があった所で、ちょっとずらすということですが、ずらす必要性はあったのですか？下がった所から10メートル開けなくてはいけない。これは何か意味があるのでしょうか？

【事務局】

県の基準で決まっている数値です。

【会長】

それは最近決まったのですか？

【事務局】

いえ、以前から決まっています。

【会長】

以前はどうしていましたか？

【事務局】

もともと県道側からの進入路はありませんでしたが、今回、コンビニのための進入路が新設されて、バス停を進入路から10メートル離すこととなりました。

【会長】

サークルKができる関連性のようですが、特に意見はございませんか？

【委員】

通行上の支障がないことは確認されたのですか？

【事務局】

もともとあったものからと比べましたら、規模は縮小されているので支障ありません。

【会長】

ほかに意見等ございませんか？

それでは、裁決を行いたいと思います。

まず、議案第1号について、同意するというところでよろしいでしょうか？

■各委員了承■

それでは（第1号議案に）同意することに決めさせていただきます。

【会長】

続きまして第2号議案の提案理由の説明を事務局からお願いいたします。

【事務局】

それでは、第2号議案の提案理由について、ご説明いたします。

お手元の議案の3ページをお開きください。

建築基準法第44条第1項ただし書きの規定に基づく許可について

（道路（市道高木駅前線）内の建築計画の許可申請について、審査会の同意を求める）

新居浜市長より、新居浜市坂井町二丁目1555番の一部の道路(市道高木駅前線)内に、噴水機械室を建築するため、建築基準法44条第1項第二号にかかる許可申請がありました。

同条第1項により、建築物は道路内に建築してはならないこととなっていますが、同項ただし書きにより、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物で特定行政庁が通行上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したものは、この限りでないとしています。

本件につきましては、許可申請内容を審査検討した結果、公益上必要な建築物で通行上支障がないと認められますので、建築基準法44条第1項第二号の規定により、建築審査会の同意を求めるために本件を提案するものです。

続きまして補足説明をいたします。

お手元の議案書の提案理由のつぎのページ、の資料1をお開きください。

建築基準法の抜粋で、内容は、議案1と同じですので省略させていただきます。

つぎに、建築場所の説明を致します。

資料2をお開きください。

付近見取図です。

駅前交通広場の西隣で人の広場内になります。

赤色で着色した部分が今回の建築場所になります。

青色でマークした部分が水景施設です。

つぎに資料3をお開きください。

公図の写しです。

申請地は、赤で着色した部分で、坂井町二丁目1555番内になります。

緑で着色した部分が、市道区域となっています。

つぎに資料4をお開きください。

現地状況の写真と写真の撮影方向を示した図です。

写真①が北西から、②が北から、③が西から撮影したもので、赤で囲んだ部分が建設予定地です。

つぎのページの資料5を、お開きください。

配置図です。

人の広場の東の方に青で着色した部分が水景施設で、南の方の赤で着色した部分が、その機械室となります。

つぎのページの資料6を、お開きください。

建築物概要です。

主要用途は、機械室で、工事種別は、新築です。

建築面積、延べ床面積は、ともに15.00平方メートル

高さは、2.500m、壁式鉄筋コンクリート造平屋建てです。

仕上げは、屋根、外壁ともに鉄筋コンクリートの塗装仕上げです。

つぎのページの資料7をお開きください。

左上が屋根の平面図で、ポリカーボネートのトップライトを設けております。

その下が、正面図、その下が東西方向に切った断面図です。

中央上が、平面図です。

西側が水景モニュメントの機械室、東側がミスト機械室です。

その下が、側面図、その下が南北方向に切った断面図です。

つぎのページの資料8をお開きください。

水景施設のイメージパースです。

今回の許可申請建物は、このモニュメントの、水を循環させるための機械室と、霧を発生させるための機械室となります。

以上で、第2号議案の説明を終わります。

【会長】

ありがとうございました。先程提案理由の説明がありましたけれども、恒例で現地を視察するかどうかをご審議いただきたいと思います。いかがでしょうか？

■現地視察無し■

【会長】

それでは現地視察は 省略 するということで、進めさせていただきます。どなたでも結構です。ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

【委員】

資料8のイメージパースですが、青色ものが噴水のイメージパースということですか？

【事務局】

はい。

【委員】

真ん中の空間はなんのでしょうか？

【事務局】

広場です。カラー舗装して、イベント等に利用します。

【委員】

そこが道路部分に含まれるのですか？

【事務局】

資料2 ページで緑に着色している部分が市道の区域となります。

【委員】

それが、全部市道ということですね。

【事務局】

はい、市道の位置づけです。

【会長】

イメージパースのような噴水ができ、それを動かす機械の建築物を道路上に建てるということですね。

【事務局】

はい。

【委員】

今回は噴水の機械室についてですが、噴水は別に申請はでてくるのですか？

【事務局】

噴水につきましては、建築物に該当いたしません。

【事務局】

このイメージパースですが、現在は若干変わってきております。

イメージパースでは、レンガ作りの柱を立てて、上に水盤が乗っていますが、現在の計画では、水盤を横から出したような形に変わってきています。いずれにしても泉、水が湧いてくるようなイメージをだすような形でやっております。

【委員】

この事業は補助事業でしょうか。それとも単独事業でしょうか？

【事務局】

補助事業です。

【委員】

この広場は車が入るところではないのですね。人だけの利用ですか？

【事務局】

人の利用だけです。

【委員】

歩道の延長みたいなイメージですか？

【事務局】

はい。

【会長】

交通上支障が出てくるということはないですか？

【事務局】

市道の位置付けですので、道路管理者である道路課との協議は済んでいます。

【会長】

噴水が公益上必要な構築物だとしたら、機械室もどうしても必要になるのでしょうかね。

【事務局】

必要となります。

【委員】

施工年度はいつぐらいと考えているのですか？

【事務局】

今年度末と考えております。

【会長】

ほかに意見等ございませんか？

それでは、裁決を行いたいと思います。

議案第2号について、同意するということがよろしいでしょうか？

■各委員了承■

それでは（第2号議案に）同意することに決めさせていただきます。

【会長】

続きまして第3号議案の提案理由の説明を事務局からお願いいたします。

【事務局】

それでは、第3号議案の提案理由について、ご説明いたします。

お手元の議案の4ページをお開きください。

ここで、資料の一部、訂正をお願いします。

提案理由の下の文書の上から6行目、「乙52番4なる」のところですが「乙52番4からなる」が正しいので「4」のつぎに「から」を挿入ください。

それでは、提案理由をひとつお読みします。

建築基準法第43条第1項ただし書きの規定に基づく許可について

（道路に通ずる通路に有効に接する敷地への許可申請について、審査会の同意を

求める)

新居浜市長より、新居浜市東雲町三丁目乙54番1、乙52番4からなる3.8mから5.3mの幅の市管理道路を介して新居浜市東雲町三丁目乙46番2外2筆の市営住宅の敷地内に物置等を建築する許可申請がありました。

建築基準法第43条第1項では、建築物の敷地は道路に2メートル以上（新居浜市建築基準法施行条例第4条では、延べ面積が1,000㎡を超える建築物の敷地は道路に6m以上）接しなければならぬと定めていますが、同条ただし書により、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて、建築審査会の同意を得て許可したものについては、この限りでないとしてあります。

本件につきましては、許可申請内容を審査検討しました結果、①通路等の現況幅員は、一部3.8mの部分はあるものの、概ね4m以上の通路が確保されていること。②人、車等の交通量に影響がないこと。③敷地が防火水槽の影響範囲となっていること。④周辺の建築物等の配置、隣棟間隔による延焼の危険性、避難性能及び防火性能に影響がないことなど、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められますので、建築基準法第43条第1項の規定により建築審査会の同意を求めるものです。

尚、本件につきましては、平成11年度第1回建築審査会でご審議いただいた「建築基準法改正に伴う建築基準法第43条第1項ただし書の許可基準について」で審査会付議案件の基準2に該当するものです。

続きまして補足説明をいたします。

お手元の議案書の提案理由のつぎのページ、の資料1をお開きください。

「43条但し書きの許可取扱い基準」の抜粋でございます。

本件は、拡幅同意が取れていないことから、基準2に該当いたします。

赤ラインで囲んだ部分です。

基準2については、「敷地が道路に通ずる通路に有効に接する場合」

ということで、観点が6点ほどありまして、まず

- 1点目が・通路等の現況幅員及び延長距離
- 2点目が・人、車等の発生交通量
- 3点目が・消防用の防火用水の位置
- 4点目が・周辺の建築物等の配置、隣棟間隔による延焼の危険性、避難性能及び防火性能
- 5点目が・採光及び通風
- 6点目が・当該敷地内の雨水及び汚水排水処理

となっており、このような観点から総合的な判断を行い、必要な場合は条件を付した上で、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められる場合とする。となっております。

つぎに、建築場所の説明を致します。

資料2をお開きください。

付近見取図です。

新居浜東高校から南へ約200mの位置になります。

緑で着色した部分が新居浜市道で、基準法の道路です。

紫で着色した部分が市の管理道路で、ご審議いただく道路となります。
赤で着色した部分が、申請地です。

つぎに資料3をお開きください。

公図の写しです。

さきほどと同様、紫が市管理道路で、赤が申請地です。

つぎに資料4をお開きください。

現地状況図です。

紫色が市管理道路で、市道から申請地に至るまでの各箇所の幅員を示しております。

おおむね、4 m以上ありますが、③と⑥の部分で、3. 8 m、⑤の部分で3. 95 mと、4 mを若干切っております。

すべて4 m以上あれば、43条但し書き許可の基準4ということで、包括同意案件となりますが、本申請は、4 m未満の部分があり、拡幅の同意を得ることが難しいことから、建築審査会に諮ることとなりました。

つぎに資料5をお開きください。

現地状況の写真と写真の撮影方向を示した図です。

① から⑤までが道路の状況写真で、③の写真が4 mを切っている部分です。

つぎに、写真⑥の赤で囲んだ部分が自転車置き場の建設予定地で、写真⑦が物置A、写真⑧が物置Bの建設予定地です。

写真①の市管理道路内に防火水槽があります。

つぎのページの資料6を、お開きください。

配置図です。

水色で着色している部分が、市営住宅東雲団地の敷地です。

赤で着色した申請建物1, 2が、物置、3が自転車置き場です。

紫色が、但し書き道路でその道に、15. 75 m接しており、市条例の6 m以上の接道を満たしております。

つぎのページの資料7を、お開きください。

建築物概要です。

今回の申請建築物は、全部で3棟ありまして、場所が東雲3丁目、用途地域は、第1種中高層住居専用地域です。

主要用途は、物置と自転車置き場で、工事種別は、棟単位では、すべて新築です。

敷地面積は、1250. 53平方メートルです。

建築面積、延べ床面積については、物置Aがともに28. 15平方メートル。

物置Bがともに16. 89平方メートル。

自転車置き場が、ともに11. 78平方メートルです。

建ぺい率は、26. 06%、容積率が91. 72%、接道長さが15. 75 mです。

高さは、物置A, Bともに2. 175 m、自転車置き場は、2. 111 mです。

構造階数は、すべて鉄骨造平屋建てで、物置の仕上げは、屋根外壁ともに亜鉛メッキ鋼板、自

転車置き場は、屋根が亜鉛メッキ鋼板、柱、梁が角型鋼管となっております。

つぎのページの資料8を、お開きください。

物置Aの平面図、立面図で、上が平面図、下が立面図です。

建物東側で、15戸分の物置となっております。

その次のページをお開きください。

同じく、資料8で物置Bの平面図と立面図です。

建物南側で、9戸分の物置となっております。

その次のページをお開きください。

同じく、資料8で自転車置き場の平面図、立面図、断面図です。

左上が平面図、その右が、基礎伏図、下が立面図と断面図を兼ねたものです。

以上で、第3号議案の説明を終わります。

【会長】

ありがとうございました。先程提案理由の説明がありましたけれども、恒例で現地を視察するかどうかをご審議いただきたいと思います。いかがでしょうか。

■現地視察無し■

【会長】

それでは現地視察は 省略 ということで、進めさせていただきます。どなたでも結構です。ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

【委員】

配置図ですが、この接道長さ15.75メートル、これはこういう解釈が正しいのか、それとも4.1メートルの進入路というか、この接道長さの解釈はどういうことですか。

【事務局】

ご指摘いただいた道路は紫色で示しておりまして、この道路を道路とみなしていただいた場合により接道長さがいくらかということ、その長さが15.75メートルになります。

【委員】

言われることは解りますが、東側先の袋小路部分をいわゆる道路と解釈するから接道長さは15.75メートルとなるのでしょうか、通常は敷地みたいになっている場合は、4.1メートルという幅の進入路が接しているのではないのですか。

【会長】

ちょっと事務局の説明と観点が違うのではないのでしょうか。

【委員】

袋小路部分を道路としているから、15.75メートルとなるのでしょうか。

【会長】

接道は道路にどれだけ接していないといけないという問題です。今回は1,000㎡を超えているので6メートル以上接道しているという事をいつても訳で、今、おっしゃられているのは道路幅の事を言われているのでは？

【委員】

いえ、通り抜け道路に6メートル接しているわけではないので。

【会長】

通り抜けの道路ですか？道路には接していますが。

【委員】

行き止まりの道路です。

【会長】

そういう意味でおかしいのでは、ということですか？

【委員】

この道路は通常は敷地の一部ということになりませんか。

【会長】

接道を問題にしているわけではないのですね。

【委員】

道路に6メートル以上接道しないとイケないから、敷地部分を道路とすれば15.75メートル取れますが、道路部分も新居浜市の土地、敷地部分も新居浜市の土地なので、敷地部分を道路として区切っているのではないかと。

【委員】

区切っているわけではなく、土地としての用途は、敷地ではなく道路用地としての目的でこういう範囲を決めているのではないですか。

【事務局】

そうです。

【事務局】

接道要件を満たすが為に道路の位置づけにはしています。

【委員】

要件には適合しているので、賛同はします。

【会長】

市営住宅東雲団地が建ったときにも同様に審査会の同意をとったのですか？

【事務局】

平成11年に基準法43条ただし書き許可の制度ができて、それ以前の東雲団地の建設計画の時には、建築主事の判断により道路として認めていました。

【会長】

市管理道の幅員について、概ね4メートルはあるのですね。

【事務局】

若干4mが切れるところが数か所ありますので、今回の議案としています。

【会長】

交通の安全性は問題ないですか？

【事務局】

問題はありません。

【会長】

ほかに意見等ございませんか？

それでは、裁決を行いたいと思います。

議案第3号について、同意するという事によろしいでしょうか？

■各委員了承■

それでは（第3号議案に）同意することに決めさせていただきます。

続きまして第4号議案の提案理由の説明を事務局からお願いいたします。

【事務局】

それでは、第4号議案の提案理由について、ご説明いたします。

5ページをお開きください。

議案番号 第4号

「建築基準法第43条第1項ただし書の許可について」（包括同意案件の報告）

平成11年度第1回建築審査会でご審議いただいた「建築基準法改正に伴う建築基準法第43条第1項ただし書の許可基準について」で、包括同意案件としてご承認頂いた許可基準に該当するものの報告をするものです。

前回の報告から申請のありました43条包括同意案件は、全部で27件ございました。

内訳としましては基準4の公共の用に供する道に接して建築する場合は22件、基準5の既存建築物の建替等で、従前と比べて避難、通行の安全性等が損なわれない場合が2件、基準7の敷地が、里道により分断されているが、里道を経由することにより道路に接する場合は3件となっています。以上です。

【会長】

まとめて27件ありますけど、現地視察は、報告案件ですので、省略でよろしいでしょうか。

■各委員了承■

【会長】

それでは、もう少し詳しい説明を事務局お願いします。

【事務局】

議案書の第4号議案の提案理由のつぎのページに、27件の許可番号、申請者、申請地、該当基準等をお示した一覧表がございます。

その次のページから、27件分の附近見取り図・現況写真、配置図を順番にお示ししています。左上に資料番号を表示しております。

それでは、資料番号1から順番に、ご説明いたします。

資料番号の1、場所は長田交差点から南西へ約100mの位置になります。

写真は、進入路の入り口部分と進入路から南方向を撮ったものです。

右側のページが配置図です。

建物用途は専用住宅で、里道を経由して国道に接しており基準7となります。

つぎのページをお願いします。

資料番号の2、場所は、県立病院から南東へ約100mの位置になります。

写真は、左が国道から市管理道路を撮ったもので、右が申請地方向を撮ったものです。

右側のページが配置図です。

建物用途は専用住宅で市が管理する道路に接しており基準4となります。

つぎのページをお願いします。

資料番号の3、場所は吉岡土地改良区から北東に約300mの位置になります。

写真は、下が改良区管理道路を北から南向きに撮ったものです。

右側のページが配置図です。

建物用途は専用住宅で土地改良区が管理する道路に接道しており基準4となります。

つぎのページをお願いします。

資料番号の4、場所は林病院から南東へ約50mの位置です。

写真は、②が北から南方向を③が南から北方向を撮ったものです。

右側のページが配置図です。

建物用途は専用住宅で土地改良区が管理する道路に接しており、基準4となります。

つぎのページをお願いします。

資料番号の5、場所は山根公園から東へ約50mの位置になります。

写真は、左が市道から市管理道路を右が市管理道路から申請地を撮ったものです。

右側のページが配置図です。

建物用途は水道施設で電気室になります。

市管理道路に接しており基準4となります。

つぎのページをお願いします。

資料番号の6、場所は商業高校から東へ約150mの位置になります。

写真は、南から北向きに撮ったものです。

右側のページが配置図です。

建物用途は専用住宅で土地改良区が管理する道路に接しており、基準4となります。

つぎのページをお願いします。

資料番号の7、場所は清水漁協団地内です。

写真は、東から西向きに撮ったものです。

右側のページが配置図です。

建物用途は専用住宅で市管理道路に接しており基準4となります。

つぎのページをお願いします。

資料番号の8、場所は商業高校から東へ約150mの位置になります。

写真は、左が南から北向きに、右が北から南向きに撮ったものです。

右側のページが配置図です。

建物用途は専用住宅で土地改良区が管理する道路に接しており、基準4となります。

つぎのページをお願いします。

資料番号の9、場所は清水漁協団地内です。

写真は、左が南から北向きに、右が北から南向きに撮ったものです。

右側のページが配置図です。

建物用途は専用住宅で市管理道路に接しており基準4となります。

つぎのページをお願いします。

資料番号の10、場所は新居浜インターチェンジから北へ約100mの位置です。

写真は、西から東向きに撮ったものです。

右側のページが配置図です。

建物用途は専用住宅で、土地改良区が管理する道路に接しており、基準4となります。

つぎのページをお願いします。

資料番号の11、場所は木村チェーン上原店から東へ約150mの位置になります。

写真は、左が西から東方向を、右が南から北方向を撮ったものです。

右側のページが配置図です。

建物用途は専用住宅で、里道を経由して市道に接しており基準7となります。

つぎのページをお願いします。

資料番号の12、場所は、県立病院から南東へ約100mの位置になります。

写真は、左が国道から市管理道路を撮ったもので、右が申請地方向を撮ったものです。

右側のページが配置図です。

建物用途は専用住宅で市が管理する道路に接しており基準4となります。

つぎのページをお願いします。

資料番号の13、場所は林病院から南東へ約50mの位置です。

写真は、③が南から北方向を撮ったものです。

右側のページが配置図です。

建物用途は専用住宅で土地改良区が管理する道路に接しており、基準4となります。

つぎのページをお願いします。

資料番号の14、場所はフジ本郷店から北東へ約50mの位置になります。

写真は、③が改良区管理道路を東から西向きに撮ったものです。

右側のページが配置図です。

建物用途は専用住宅で土地改良区が管理する道路に接道しており基準4となります。

つぎのページをお願いします。

資料番号の15、場所は新田自治会館から東へ約50mの位置になります。

写真は、③が土地改良区管理道路の写真で、東から西方向を撮ったものです。

右側のページが配置図です。

建物用途は専用住宅で、土地改良区が管理する道路に接しておりますが、4m未満の部分があるため、拡幅同意を得ることにより、許可をしております。

基準5となります。

つぎのページをお願いします。

資料番号の16、場所は、県立病院から南東へ約100mの位置になります。

写真は、左が国道から市管理道路を撮ったもので、右が北から南方向を撮ったものです。

右側のページが配置図です。

建物用途は専用住宅で市が管理する道路に接しており基準4となります。

つぎのページをお願いします。

資料番号の17ですが、ここでまた資料の訂正をお願いします。

付近見取り図の下の方の青で着色した部分で、道路の種類が県道となっておりますが市道の誤りです。すみませんが訂正をお願いします。

それでは、場所から説明いたします。

垣生郵便局から北西へ約200mの位置になります。

写真は、④が土地改良区管理道路の写真で、西から東方向を撮ったものです。

右側のページが配置図です。

建物用途は専用住宅で土地改良区が管理する道路に接しており基準4となります。

つぎのページをお願いします。

資料番号の18、場所は吉岡土地改良区から北東に約300mの位置になります。

写真は、下が改良区管理道路を北から南向きに撮ったものです。

右側のページが配置図です。

建物用途は専用住宅で土地改良区が管理する道路に接道しており基準4となります。

つぎのページをお願いします。

資料番号の19、場所は宗像神社から南へ約150mの位置になります。

写真は、②が市管理道路を北から南向きに撮ったものです。

右側のページが配置図です。

建物用途は専用住宅で市管理道路に接道しており基準4となります。

つぎのページをお願いします。

資料番号の20、場所は船木中学校から西に約50mの位置になります。

写真は、①が改良区管理道路を東から西向きに撮ったものです。

右側のページが配置図です。

建物用途は専用住宅で土地改良区が管理する道路に接道しており基準4となります。

つぎのページをお願いします。

資料番号の21、場所は県立特別支援学校から北東へ約100mの位置になります。

写真は、①が南から北方向を撮ったものです。

右側のページが配置図です。

建物用途は専用住宅で、個人所有の通路に接してありますが、4m未満の部分があるため、拡幅同意を得ることにより、許可をしております。基準5となります。

つぎのページをお願いします。

資料番号の22、場所は川西高齢者福祉センターの東隣です。

写真は、②が市管理道路を東から西向きに撮ったものです。

右側のページが配置図です。

建物用途は専用住宅で市管理道路に接道しており基準4となります。

つぎのページをお願いします。

資料番号の23、場所は菊本幼稚園から北へ約300mの位置になります。

写真は、②が市管理道路を南から北向きに撮ったものです。

右側のページが配置図です。

建物用途は専用住宅で市管理道路に接道しており基準4となります。

つぎのページをお願いします。

資料番号の24、場所は吉岡土地改良区から北東に約300mの位置になります。

写真は、②が改良区管理道路を北から南向きに撮ったものです。

右側のページが配置図です。

建物用途は専用住宅で土地改良区が管理する道路に接道しており基準4となります。

つぎのページをお願いします。

資料番号の25、場所はマリパーク敷地内になります。

写真は、上が港務局管理道路を南から北向きに撮ったものです。

右側のページが配置図です。

建物用途はマリナー施設で艇庫と事務所になります。

市の港務局が管理道路する道路に接道しており基準4となります。

つぎのページをお願いします。

資料番号の26ですが、この件は、資料番号1と同一物件になります。

建築計画自体が、大幅に変わったため許可申請を取り直した物件です。

右側のページが配置図です。資料番号1に比べ、建物規模が大きくなっております。

建物用途は専用住宅で、里道を経由して国道に接しており基準7となります。

つぎのページをお願いします。

資料番号の27、場所は船木のグループホーム微笑みの家の北隣になります。

写真は、改良区管理道路を東から西向きに撮ったものです。

右側のページが配置図です。

建物用途は専用住宅で土地改良区が管理する道路に接道しており基準4となります。

以上で、第4号議案の包括同意案件27件の説明を終わります。

【会長】

事務局より、包括同意案件27件の報告がありましたが、特にご質問等ございませんか？

【委員】

資料によって住宅地図が見やすい資料と不鮮明な資料があります。

【事務局】

以後気をつけます。

【委員】

資料14 配置図について、道路の着色を間違えていませんか？

【事務局】

付近見取り図の着色部分と、配置図の着色部分に若干差異がありますが、配置図の資料を確認してください。

【会長】

それでは、27件の報告案件（議案4号）について特にご意見なければ、了承するという事

でよろしいでしょうか。

■各委員了承■

【会長】

それでは議案第4号は了承するということで決定いたします。

議案の審議は、これで終わらせていただきます。事務局から何かありませんか？

【事務局】

ありません。

【会長】

以上をもちまして平成26年度第1回新居浜市建築審査会を終わります。ありがとうございました。